

お客さま各位

佐賀信用金庫

未利用口座管理手数料の適用口座範囲拡大と預金規定の改定について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊金庫では、口座の不正利用被害を防止するため、令和3年7月1日より導入している「未利用口座管理手数料」を口座の開設時期に関わらず全ての普通預金口座および貯蓄預金口座にも適用させていただくことと致しました。

本取扱いにつきましては、2年以上の長期間にわたりご利用されていない普通預金口座・貯蓄預金口座を対象とするものであり、日頃より入出金や口座振替等のお取引をいただいております口座は対象となることはありません。

また、本取扱いに伴い関係する預金規定の改定も併せて行わせて頂きますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 未利用口座管理手数料について

対象となる預金種類	普通預金（決済用普通預金、総合口座含む）、貯蓄預金
対象となる口座	<p>次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>① 預入れまたは払戻しなどの口座の利用が2年以上1度もない場合</p> <p>※ 利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としを除く</p> <p>※ 未利用期間の開始基準日は、以下のとおりとします。</p> <p>【普通預金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 口座開設日が令和3年6月30日以前の場合 令和6年7月1日または令和6年7月1日以降の最終異動日の翌日のいずれか遅い日 ● 口座開設日が令和3年7月1日以降の場合 最終異動日の翌日 <p>【貯蓄預金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年7月1日または令和6年7月1日以降の最終異動日の翌日のいずれか遅い日 <p>② 預金残高が1万円未満であること</p> <p>③ 上記①、②に該当した場合は、お客さま宛に「ご案内」の文書を郵送します。 「ご案内」を差し上げてから3か月間経過後も口座の利用がない場合に「未利用口座管理手数料」の対象口座となります。</p>
未利用口座の解約	未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、当該残高を本手数料の一部に充当した上で、同口座を解約させていただきます。
未利用口座管理手数料	年間1,320円（消費税込）
その他注意事項	ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用はできません。

※ ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

2. 未利用口座管理手数料の適用範囲拡大に伴う預金規定の改定について

【 預金規定の改定時期 】

令和 6 年 7 月 1 日（月）より

【 改定となる預金規定 】

(1) 「普通預金規定」および「決済用普通預金（無利息型）規定」 共通

新	旧
<p>6.（手数料の取扱い） （未利用口座管理手数料）</p> <p>(1) <u>次の全てに該当する口座を未利用口座とします。</u></p> <p>① <u>預入れまたは払戻しなどの口座の利用が 2 年以上一度もない場合</u> <u>（利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としを除く）</u></p> <p>※ <u>未利用期間の開始基準日は、以下のとおりとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>口座開設日が令和 3 年 6 月 30 日以前の場合</u> <u>令和 6 年 7 月 1 日または令和 6 年 7 月 1 日以降の最終異動日の翌日のいずれか遅い日</u> ● <u>口座開設日が令和 3 年 7 月 1 日以降の場合</u> <u>最終異動日の翌日</u> <p>② <u>預金残高が 10,000 円未満であること</u></p> <p>③ <u>上記①、②に該当した場合は、</u>お客さま宛に「ご案内」の文書を郵送します。 「ご案内」を差し上げてから 3 か月間経過後も口座の利用がない場合に「未利用口座管理手数料」の対象口座となります。</p> <p>(2) 「未利用口座管理手数料」の対象口座につきましては、当金庫のホームページ等での手数料一覧に掲載のとおり、対象となった口座より、払戻し請求書等によらず<u>所定</u>の手数料を引き落とします。</p> <p>(3) ～ (5)（省略）</p>	<p>6.（手数料の取扱い） （未利用口座管理手数料）</p> <p>(1) <u>令和 3 年 7 月 1 日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で表示する一定の期間、利息決算以外の預け入れ、または本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合には、</u>お客さま宛に「ご案内」の文書を郵送します。 「ご案内」を差し上げてから 3 か月経過後も口座の利用がない場合に「未利用口座管理手数料」の対象口座となります。</p> <p>(2) 「未利用口座管理手数料」の対象口座につきましては、当金庫のホームページ等での手数料一覧に掲載のとおり、対象となった口座より、払戻し請求書等によらず手数料を引き落とします。</p> <p>(3) ～ (5)（省略）</p>

(2)「貯蓄預金規定」

新	旧
<p><u>7. (手数料の取扱い)</u> <u>(未利用口座管理手数料)</u> <u>(1) 次の全てに該当する口座を未利用口座とします。</u> <u>① 預入れまたは払戻しなどの口座の利用が 2 年</u> <u>以上一度もない場合</u> <u>(利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としを除く)</u> <u>※ 未利用期間の開始基準日は、以下のとおり</u> <u>とします。</u> <u>● 令和 6 年 7 月 1 日または令和 6 年</u> <u>7 月 1 日以降の最終異動日の翌日の</u> <u>いずれか遅い日</u> <u>② 預金残高が 10,000 円未満であること</u> <u>③ 上記①、②に該当した場合は、お客さま宛に</u> <u>「ご案内」の文書を郵送します。</u> <u>「ご案内」を差し上げてから 3 か月間経過後も</u> <u>口座の利用がない場合に「未利用口座管理</u> <u>手数料」の対象口座となります。</u> <u>(2) 「未利用口座管理手数料」の対象口座につきま</u> <u>しては、当金庫のホームページ等での手数料一覧</u> <u>に掲載のとおり、対象となった口座より、払戻し請求</u> <u>書等によらず所定の手数料を引き落とします。</u> <u>(3) 前 (2) 号で引き落とした「未利用口座管理</u> <u>手数料」は、返却しません。</u> <u>(4) この預金口座の残高が「未利用口座管理手数料」</u> <u>に満たない場合は、残高全額を「未利用口座</u> <u>管理手数料」に充当のうえ、この預金口座を解約</u> <u>します。</u> <u>解約にあたっては、個別の通知は行いません。</u> <u>(5) 解約された口座の再利用はできません。</u></p> <p><u>8. (規定の適用)</u> この規定に定めのない事項については、「流動性 預金等 共通規定」により取扱います。</p>	<p>(新設)</p> <p>7. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、「流動性 預金等 共通規定」により取扱います。</p>